

事務連絡
令和2年3月30日

各局等 工事主管課長 殿
契約主管課長 殿

財務局建築保全部技術管理課長
財務局経理部契約調整技術担当課長

新型コロナウイルス感染症の影響による
監理技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて

東京都工事施行適正化推進要綱及び同解説において、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、原則、所属建設業者から入札の参加希望申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係（以下、「恒常的な雇用関係」という。）にあることが必要とされています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う恒常的な雇用関係の取扱いについては、「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」（令和2年3月2日付事務連絡）の通知に添付されている国土交通省からの「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年2月28日付国土建第482号）に示されています（別紙1参照）。

各局においては、この通知の趣旨を踏まえた対応をお願いしているところですが、下記のとおり、具体的な都の運用を改めて明確にしたので、引き続き、適切な対応をお願いします。

記

既契約の工事において配置している監理技術者等（以下、「当初配置技術者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により業務を継続できず、当該建設業者に恒常的な雇用関係を満たす技術者が他にいないなど、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、当初配置技術者が業務を再開できる状態となるまでの間、雇用期間が3ヶ月未満の監理技術者等と交代しても差し支えないものとする。

なお、参加申込み後において、配置を予定していた監理技術者等が、新型コロナウイルスの影響により業務に着手できない状況となり、契約に至った場合には、上記の既契約の工事同様の取扱いを行うこととする。

また、参加申込み前において、参加申込みをする際に配置を予定する恒常的な雇用関係のある監理技術者等（以下、「配置予定技術者」という。）が、新型コロナウイルスの影響により業務に着手できない状況となっている場合でも、参加申込みは配置予定技術者とし、契約に至った場合には、上記の既契約の工事同様の取扱いを行うこととする。

なお、事業者には別紙2を財務局ホームページ（電子調達システムの契約部署からのお知らせ等）に掲載することで周知を図ることとする。

担 当

（既契約の工事について）

財務局 建築保全部 技術管理課 土木技術担当（内 27-646）

（契約前の工事について）

財務局 経理部 総務課 契約調整担当 （内 26-111）

国土建第482号

令和2年2月28日

都道府県及び政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事が発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上

令和2年3月30日
財 務 局

新型コロナウイルス感染症の影響による 監理技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて

東京都工事施行適正化推進要綱及び同解説において、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）については、原則、所属建設業者から入札の参加希望申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係（以下、「恒常的な雇用関係」という。）にあることが必要とされています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う恒常的な雇用関係の取扱いについては、国土交通省より、別紙の「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年2月28日付国土建第482号）の通知により示されています。

都においては、この通知の趣旨を踏まえ、適切な対応をとることとしておりますが、具体的な運用を以下のとおり、改めて明確にしましたので、お知らせします。

既契約の工事において配置している監理技術者等（以下、「当初配置技術者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により業務を継続できず、当該建設業者に恒常的な雇用関係を満たす技術者が他にいないなどの場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合として取扱い、当初配置技術者が業務を再開できる状態となるまでの間、雇用期間が3ヶ月未満の監理技術者等と交代しても差し支えないものとします。

なお、参加申込み後において、配置を予定していた監理技術者等が、新型コロナウイルスの影響により業務に着手できない状況となり、契約に至った場合には、上記の既契約の工事同様の取扱いを行います。

また、参加申込み前において、参加申込みをする際に配置を予定する恒常的な雇用関係のある監理技術者等（以下、「配置予定技術者」という。）が、新型コロナウイルスの影響により業務に着手できない状況となっている場合でも、参加申込みは配置予定技術者で行っていただき、契約に至った場合には、上記の既契約の工事同様の取扱いを行うこととします。

【問合せ先】

■既契約の工事について

財務局建築保全部技術管理課土木技術担当 直通 03-5388-2807

■契約前の工事について

財務局経理部総務課契約調整担当 直通 03-5388-2607